

議案第16号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料額の改正を行う。

2 改正内容

- 第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料基準額（第5段階）を、「年額67,090円・月額5,591円」から「年額89,500円・月額7,459円」に見直す。
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号。平成30年4月1日施行。以下「政令改正」という。）により、第7段階の基準所得金額「190万円」を「200万円」に、第8段階の基準所得金額「290万円」を「300万円」に見直す。
- 政令改正により、保険料算定にかかる基準所得金額を引用する条項が改正された。条例第2条第2項から第4項で引用している条項「第38条第6項」を「第38条第7条」に、「第38条第7項」を「第38条第8項」に、「第38条第8項」を「第38条第9項」に見直す。
- 現行の規定では、賦課期日後において資格の取得、喪失等のあった場合の保険料に限り、保険料の額の100円未満の端数を切り捨てていた（条例第4条第4項関係）。改正案は、当初賦課に係る保険料の額についても100円未満の端数を切り捨てるものとする（第2条第6項を新設）。

第6期計画	対象者	保険料年額 (月額)		第7期計画	対象者	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、 住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円以下	30,191円 (2,516円) ※軽減後	➡	第1段階	生活保護受給者、 住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円以下	40,275円 (3,357円) ※軽減後
第2段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円超120万円以 下	50,318円 (4,194円)		第2段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円超120万円以 下	67,125円 (5,594円)
第3段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等 120万円超	50,318円 (4,194円)		第3段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等 120万円超	67,125円 (5,594円)
第4段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円以 下	60,381円 (5,032円)		第4段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円以 下	80,550円 (6,713円)
第5段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円超	67,090円 (5,591円)		第5段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円超	89,500円 (7,459円)
第6段階	住民税課税かつ合 計所得120万円未 満	80,508円 (6,709円)		第6段階	住民税課税かつ合 計所得120万円未 満	107,400円 (8,950円)
第7段階	住民税課税かつ合 計所得120万円以 上190万未満	87,217円 (7,269円)		第7段階	住民税課税かつ合 計所得120万円以 上200万未満	116,350円 (9,696円)
第8段階	住民税課税かつ合 計所得190万円以 上290万未満	100,635円 (8,387円)		第8段階	住民税課税かつ合 計所得200万円以 上300万未満	134,250円 (11,188円)
第9段階	住民税課税かつ合 計所得290万円以 上	114,053円 (9,505円)		第9段階	住民税課税かつ合 計所得300万円以 上	152,150円 (12,680円)

3 附則

平成30年4月1日から施行する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>44,750円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>67,125円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>67,125円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>80,550円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>89,500円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>107,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>116,350円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>134,250円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>152,150円</u></p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、<u>200万円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,545円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,318円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,318円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,381円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>67,090円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,508円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,217円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,635円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>114,053円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、<u>190万円</u>とする。</p>

- 4 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第9項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。
- 5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、40,275円とする。
- 6 当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2及び3 略

- 4 平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、290万円とする。
- 5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、30,191円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2及び3 略

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日野町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。